

令和8年6月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

令和8年7月3日

徳島県議会議長 井川 龍二 殿

総務委員長 平山 尚道

受理 番号	受 理 年月日	件 名 ・ 要 旨 (紹 介 議 員 氏 名)	提 出 者 住所 氏名	審 査 結 果	備 考
20	令和8. 6.12	<p>『包括的な人権施策の積極的な推進及び差別の解消に向けた取組に関する請願』</p> <p>誰もが個人として尊重され、差別のない社会を実現することは、日本国憲法が掲げる基本的人権の本旨である。</p> <p>国においては「差別解消三法」をはじめ、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などが順次施行され、それぞれの法律に基づき、各個別の人権課題の解消に向けた取組が行われている。</p> <p>しかしながら、障がい者に対する差別や偏見、外国人に対するヘイトスピーチ、現在も存在する部落差別、女性に対するハラスメントなど、属性を理由とした人権侵害は後を絶たず、多様化している。さらに、デジタル社会の進展に伴い、インターネットやSNS上でのプライバシー侵害、誹謗中傷、名誉毀損、差別的な書き込みなどが増加しており、社会問題化している。</p> <p>ついては、全ての県民が個人として尊重され、自分らしく生きられる社会を実現するため、次の項目について請願する。</p> <p>①人権尊重の社会づくりに向けた施策の推進 ②人権課題への理解を深める教育・啓発の充実 ③デジタル社会に対応した情報リテラシーの向上</p> <p>(嘉見博之 岡本富治 重清佳之 岡田理絵 元木章生 須見一仁 山西国朗 福山博史 原 徹臣 井村保裕 沢本勝彦 川真田琢巳 大塚明廣 木下賢功 古野 司 平山尚道 眞貝浩司 仁木啓人 東条恭子 長池文武 庄野昌彦 竹内義了 立川了大 井下泰憲 寺井正邇 井川龍二 浪越憲一 近藤 諭 岸本淳志 岡 佑樹 坂口誠治 梶原一哉 達田良子 扶川 敦 岡田 晋 曾根大志)</p>	<p>特定非営利活動法人徳島ヒューマンネットワーク 理事長 大西 智城 外5名</p>	採択	

令和8年6月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

令和8年7月3日

徳島県議会議長 井川龍二 殿

経済委員長 古野 司

受理 番号	受 理 年月日	件 名 ・ 要 旨 (紹 介 議 員 氏 名)	提 出 者 住所 氏名	審 査 結 果	備 考
21	令和8. 6.15	<p>『徳島県立新ホール建設計画に関する請願』</p> <p>公共事業としての透明性と公平性を確保し、県民の理解と納得の得られる新ホール整備を進めるため、次の事項について請願する。</p> <p>① 徳島県と熊谷・石上純也・IAO竹田・アクト環境・ピーエス三菱・野村建設拡大共同企業体（以下、共同企業体という。）が締結した基本協定に基づく設計図面及び工期・工事費等を広く県民に広報すること。</p> <p>② 藍場浜で建設する場合の設計図面・工期・工事費等と前号の案とを、広く県民に開かれた場で比較検討すること。</p> <p>③ 前号の比較検討結果を基に、県議会において最終的な建設場所及び採択する案を決定すること。</p> <p>④ 徳島県と共同企業体が締結した基本協定については、当該協定に基づく工事が終了するまで、または藍場浜案による工事が決定するまでは、継続すること。</p> <p>(仁木啓人 東条恭子 長池文武 庄野昌彦 竹内義了 立川了大 井下泰憲 寺井正邇 井川龍二 岡 佑樹 坂口誠治 達田良子)</p>	徳島市助任橋 清水 裕且	不採択	

不採択の理由

受理 番号	件名及び理由
21	<p data-bbox="236 416 863 450">『徳島県立新ホール建設計画に関する請願』</p> <p data-bbox="225 488 1485 555">①については、前計画における実施設計の概要について、県ホームページで公開しており、県として、県民に前計画の内容を御覧いただく機会を提供しています。</p> <p data-bbox="225 557 1485 624">②については、前計画のコストや工期は、令和5年度時点のものであり、新たな計画と比較すること自体、意味をなさないと考えます。</p> <p data-bbox="225 627 1485 728">③については、議会は新たな計画に係る予算措置を認め、既に議決機関としての判断を行っており、個別の行政執行を決定する機関ではないため、建設場所及び採択する案を決定する立場にありません。</p> <p data-bbox="225 730 1485 797">④については、新たな計画が進められていることから、前計画のJVとの基本協定は、実態を伴わない取決めとなっており、既に解除に向けた協議が行われています。</p> <p data-bbox="256 799 858 833">以上のことから、御要望には沿えません。</p>

令和8年6月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

令和8年7月3日

徳島県議会議長 井川 龍二 殿

県土整備委員長 川 真田 琢 巳

受理番号	受理年月日	件名・要旨 (紹介議員氏名)	提出者 住所 氏名	審査結果	備考
19	令和8. 6.9	『徳島小松島港の「特定利用港湾指定」同意の撤回に関する請願』 県は、国から申入れのあった徳島小松島港の「特定利用港湾指定」に同意した。 この指定の目的は、平時から自衛隊と海上保安庁が徳島小松島港を円滑に利活用するために、国と自衛隊、自治体の間での枠組みを作ることが目的であり、港湾整備も自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるようにするためのものである。 また、特定利用港湾の指定により、徳島小松島港は他の民間港湾と区別され軍事的位置付けをもつ港になり、国際法上、軍事的に位置付けられた施設は攻撃目標とされるおそれがある。 ついては、ふるさとの港が戦争に巻き込まれることのないよう、県民の思いを受け止め、県に対して徳島小松島港の特定利用港湾指定同意の撤回を求めることを請願する。 (達田 良子)	徳島県平和委員会 筆頭代表理事 森本 克博	不採択	

不採択の理由

受理 番号	件 名 及 び 理 由
19	<p data-bbox="236 416 1189 454">『徳島小松島港の「特定利用港湾指定」同意の撤回に関する請願』</p> <p data-bbox="225 488 1484 589">特定利用港湾の指定後も自衛隊等の平素の利用に大きな変化はなく、既に国による指定も完了しているため、今後は指定の是非を論ずるよりも安全な運用が県民の安全・安心の確保に資するものとなるよう注視すべきであると考えられます。</p> <p data-bbox="225 593 1484 692">また、平素からの連携により、南海トラフ地震などの災害発生時に大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援を迅速・確実に行えるようになるとの期待もあることから、御要望には沿えません。</p>